

令和5年10月13日  
市民局防災企画課

市政記者各位

## 株式会社日本総合検査センターとの 「災害時における物資供給に関する協定」の締結について

### 1 趣旨

福岡市では、大規模な災害が発生した場合などに迅速な応急対策が行えるよう、企業や団体と様々な災害時応援協定の締結を進めています。

この度、株式会社日本総合検査センターとの間で「災害時における物資供給に関する協定」を締結しました。

今回の協定により、災害時において被災住民等を支援するための物資の緊急調達が可能となります。

### 2 協定概要

#### (1) 協定の相手方

株式会社日本総合検査センター

代表取締役社長 長谷川 静香（はせがわ しずか）氏

#### (2) 協定締結日

令和5年10月13日（金）

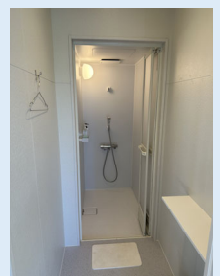
#### (3) 主な供給物資

- ・トレーラーハウス（宿泊用、厨房用、トイレ用、更衣室用 等）
- ・上記利用に必要な給水設備、排水設備、電気設備

実際のトレーラーハウス



避難所までトラックで運搬し、  
自由に設置可能！



ハウス内の設備



【問い合わせ先】

福岡市市民局 防災企画課 米倉・長嶋

TEL : 711-4056 (内線1727)

## 災害時における物資供給に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社日本総合検査センター（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

### （要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

### （調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第4条 第2条の要請は、「供給要請書」（別紙様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

### （物資の輸送、設置及び撤去）

第6条 物資の輸送及び設置は、甲が指定した市内の避難所等へ乙が行い、当該場所において甲の職員が確認の上、これを受領するものとする。

- 2 前項の規定による輸送及び設置が困難な場合は、甲乙協議の上、方法・場所等について決定するものとする。
- 3 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙様式第2号）により甲に報告するものとする。
- 4 物資の撤去は、甲乙協議の上、乙が実施し、撤去完了後、速やかに「完了報告書」（別紙様式第3号）により甲に報告するものとする。

### （車両の通行）

第7条 甲は、乙が物資を輸送する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

### （費用の負担）

第8条 供給した物資及びその輸送、設置及び撤去にかかる費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第9条 乙は、供給した物資及びその輸送、設置及び撤去にかかる費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」(別紙様式第4号)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(平常時の連携)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

(協定の破棄)

第13条 乙が、暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。))又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期限(以下、「協定期間」という。)は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年10月13日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号  
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区豊二丁目2番45号  
株式会社日本総合検査センター  
代表取締役社長 長谷川 静香

別表（第3条関係）

供給要請対象物資一覧

番号	品種	品目等
1	トレーラーハウス	宿泊用トレーラーハウス
2		受付用トレーラーハウス
3		厨房用トレーラーハウス
4		トイレ用トレーラーハウス
5		更衣室用トレーラーハウス（シャワー室）
6	給水設備	トレーラーハウス利用に必要な給水配管資機材一式
7	排水設備	トレーラーハウス利用に必要な排水配管資機材一式
8	電気設備	トレーラーハウス利用に必要な電気配線一式